

青森県報

第百三十号

令和二年
三月九日
(月曜日)

目次

規則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

訓令

○青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告示

○特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出……………(高齢福祉保険課) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

公告

○換地処分……………(農村整備課) ……三

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……三

○右……………(同) ……四

○右……………(同) ……四

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(東青地域県民局) ……四

規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第五号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の(参考)の1の(4)中「**みまひん**」を「**せしん**」に改め、同様式の〔注意事項〕の2中「**2号區**」を「これを**行滞**することができる**2号區**」に、「**行わない**」を「**行滞しない**」に改める。

第二号様式の2の(参考)の1の(4)中「**みまひん**」を「**せしん**」に改め、同様式の〔注意事項〕の2中「**2号區**」を「これを**行滞**することができる**2号區**」に、「**行わない**」を「**行滞しない**」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「一人」を削る。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 一六五
氏名又は名称	医療法人なごみ会
住所	上北郡東北町字上笹橋二二三の八
事業名称	小規模多機能型居宅介護事業所なごみの家すもも
所在地	上北郡東北町字上笹橋二二三の一
登録年月日	令和二・二・四
備考	小規模多機能型居宅介護

青森県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社ダブルエム	株式会社ダブルエム	五所川原市大字漆川字浅井二二三の八シテイコーポフレンド一〇五号室	令和二・三・一
弘前市大字取上五丁目四の一七	弘前市大字取上五丁目四の一七	五所川原市大字漆川字浅井二二三の八シテイコーポフレンド一〇五号室	〃
居室介護	重度訪問介護		
ヘルパーステーションたいよう	ヘルパーステーションたいよう		

青森県告示第百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業所	廃止年月日
指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業所	

合同会社農 すてーしょ ん	五所川原市大 字 一 の 一 五 三	就労継続 支援A型	農すてー しょん	五所川原市大 字 一 の 一 五 三	令和 二・三・九
---------------------	--------------------------------------	--------------	-------------	--------------------------------------	-------------

青森県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画道路事業の事業計画の変更を令和二年二月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

むつ市

二 都市計画事業の種類

むつ都市計画道路事業（三・四・一号 横迎町中央二号線）

三 事業施行期間

平成二十五年十月十八日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百六十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行筒井支店 青森市大字筒井

を

株式会社みちのく銀行筒井支店 青森市奥野三丁目

に、

株式会社みちのく銀行大鰐支店 南津軽郡大鰐町大字大鰐

を

株式会社みちのく銀行大鰐支店 弘前市大字城東北二丁目

に改める。

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、上野地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、地引地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）（区画整理））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年三月十日から同年四月七日まで
- 三 縦覧の場所
南部町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、諏訪沢地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年三月十日から同年四月七日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、諏訪沢地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）（区画整理））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年三月十日から同年四月七日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年三月九日

東青地域県民局長 小笠原 博

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐々木 春治	青森市大字後潟字平野三	令和二・一三

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭
-------------------------------------	--	--------------------------------